

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月26日

【会社名】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【英訳名】 Mitsubishi Chemical Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表執行役 越 智 仁
執行役社長

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

【電話番号】 (03)6748-7115

【事務連絡者氏名】 経営管理室 村 岡 昭 宏
グループマネジャー
総務室 藤 田 浩 司
グループマネジャー

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

【電話番号】 (03)6748-7115

【事務連絡者氏名】 経営管理室 村 岡 昭 宏
グループマネジャー
総務室 藤 田 浩 司
グループマネジャー

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月24日に開催された当社第10回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1議案 剰余金の配当の件

期末配当金を1株につき7円とする。

第2議案 定款一部変更の件

指名委員会等設置会社への移行に伴い、委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行う。また、剰余金の配当等を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設し、事業内容を明確化するため、定款第2条（目的）を一部変更する。加えて、社外取締役以外の業務執行を行わない取締役とも必要に応じ責任限定契約を締結できるよう定款第29条（取締役の責任免除）を一部変更する。

第3議案 取締役13名選任の件

取締役として小林喜光、石塚博昭、姥貝卓美、越智 仁、三津家正之、グレン・フレデリクソン、橘川武郎、市原裕史郎、中田 章、梅葉芳弘、伊藤大義、渡邊一弘及び國井秀子の13氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個数)	反対数(個数)	棄権数(個数)	賛成率(%)	決議結果
第1議案	10,874,822	12,275	23,587	99.67	可決
第2議案	10,578,157	310,842	21,682	96.95	可決
第3議案 (候補者)					
小林 喜光	10,439,579	449,297	21,806	95.68	可決
石塚 博昭	10,307,306	581,569	21,806	94.47	可決
姥貝 卓美	10,306,743	582,132	21,806	94.46	可決
越智 仁	10,441,397	447,478	21,806	95.69	可決
三津家 正之	10,759,036	129,839	21,806	98.61	可決
グレン・H・フレデリクソン	10,757,551	131,324	21,806	98.59	可決
市原 裕史郎	10,772,582	116,293	21,806	98.73	可決
中田 章	10,523,184	365,690	21,806	96.44	可決
梅葉 芳弘	10,639,562	249,313	21,806	97.51	可決
橘川 武郎	10,764,363	124,513	21,806	98.65	可決
伊藤 大義	10,829,429	59,448	21,806	99.25	可決
渡邊 一弘	10,831,341	57,536	21,806	99.27	可決
國井 秀子	10,836,654	52,223	21,806	99.32	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次の通りです。

第1議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成で

す。

第3議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成で

す。

2 出席した株主の議決権の総数(議決権行使書及びインターネットによる事前行使分(以下「事前行使分」という。)を含む)は、11,027,845個です。

3 賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数は、事前行使分に当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを加えております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できた株主の議決権の数を集計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できていない株主の議決権の数は、賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数としては集計しておりません。